

節レベルでの選言的等位接続をめぐる事実は本当に 日本語使役構文が複文構造を持つ証拠になっているか

矢田部 修一

東京大学大学院総合文化研究科言語情報科学専攻

1 はじめに

日本語使役構文の統語的構成素構造に関しては、大きく分けて2つの分析が存在する。1つは、「田中が鈴木に本を読ませた」のような使役文においては、(1)に示すように、使役の意味を表す形態素「(s)ase」が、主語を欠いた補文を取っているという分析である（Gunji (1999)、矢田部 (2002)、Kuroda (2003)、Harley (2008) 等参照）。これを複文分析と呼ぶことにする。

(1) Tanaka ga Suzuki ni [hon o yom] ase ta

もう1つの分析は、「読ませた」のような使役動詞は、「手渡した」などの動詞と同様の単なる3項述語に過ぎないというもので、こちらの分析では上のような文は補文を含まないことになるから、これを単文分析と呼ぶことにする（Manning et al. (1999) 等参照）。

本論文の主たる目的は、次のような文は複文分析の論拠となるというKuroda (2003)の主張を検証することである¹。

(2) ハナコがマサオにうちを掃除するか部屋代を払わせることにした。<4, 4, 0, 0>

¹本論文を通じて、例文の直後に示されている4つの数字は、それぞれ、アンケート調査において、当の例文を「完全に自然である」と判定した話者の数、「少し不自然である」と判定した話者の数、「かなり不自然である」と判定した話者の数、「全く日本語になっていない」と判定した話者の数を表す。アンケート調査の回答者は、全員、言語学を専門としない、東京大学の学部生であった。複数の例文の間の容認可能度の差が問題となる場合には、例文間の順序は回答者ごとにランダム化した。アンケートは4回にわけて行なわれ、回答者数はそれぞれ8人、12人、11人、14人であった。3回目のアンケートと4回目のアンケートの両方に含めた文例に関しては、回答者総数は25人となった。例文に関するアンケート結果が<a, b, c, d>であったとして、 $(1a + 2b + 3c + 4d)/(a + b + c + d)$ が2より小さい場合は例文の先頭に記号は付けない。2以上で2.5より小さい場合は「？」を付ける。2.5以上で3より小さい場合は「??」を付ける。3以上で3.5より小さい場合は「?*」を付ける。そして3.5以上の場合は「*」を付ける。

黒田の主張は、このような文においては、(3)に示すように、使役形態素が補文を取っており、その補文の内部で2つの動詞句が選言的に等位接続されているとしか考えられない、というものである。

(3) Hanako ga Masao ni [[uchi o sôji su(ru)] ka
[heya-dai o haraw]] aseru koto ni shita

この黒田の分析が正しければ確かに単文分析は誤りであることになるわけであるが、本当にこの分析が正しいのかどうかに関して疑念を抱かせるような事実が存在するということを、まず第2節で述べる。続く第3節では、第2節で提示したような事実の存在にもかかわらず、(2)のようなタイプの文に関わる観察のすべてに単文分析の内部で説明を与えることはやはり不可能であるということを示す。そして、第4節では、ル形の動詞（例えば「sôji suru」）を主部とするフレーズと動詞の語幹（例えばharaw）を主部とするフレーズとを等位接続することが可能であるという黒田の見解の妥当性を、コーパスデータなどを用いて検討する。

2 黒田説にとって問題となりうる2つの現象

この節では、文(2)に関する黒田の解釈にとって問題になるように見える現象を2つ指摘する。

まず、次の例で見られるように、(2)のような文は、語尾を単純な過去形に変えるだけで、容認可能度が低下する。

(4) ??ハナコがマサオにうちを掃除するか部屋代を払わせた。<0, 4, 2, 2>

この文は、(2)の中の、使役形態素以降の部分を変えただけのものだから、黒田の分析によれば、(2)と同様に容認可能な文となることが期待される。ところが、アンケート調査の結果によれば、(4)は(2)

に比べて統計的に有意に容認可能度が低い² ($Z = 2.27, p < 0.05$)。次の例でも同じパターンが見られる。

(5) 日差しが強かったので、佐藤先生は子供たちに帽子をかぶるか日焼け止めを塗らせることにした。<6, 6, 0, 0>

(6) ?日差しが強かったので、佐藤先生は子供たちに帽子をかぶるか日焼け止めを塗らせた。
<2, 4, 6, 0>

文(6)は文(5)に比べて有意に容認可能度が低い($Z = 2.43, p < 0.01$)。夕形の言い切りで終わっている文の中には選言的等位接続は現れにくい、という一般的な傾向があるわけではない。例えば、次の文は完全に容認可能である。

(7) 夕方にはマサオは子供に漫画かスポーツ新聞を読ませた。<6, 5, 0, 1>

この、(2)と(4)の間の差、(5)と(6)の間の差を説明する分析として、以下のような分析が考えられる。(2)は、(3)ではなく(8)のような統語構造を持っており、「うちを掃除するか」の部分は等位項(conjunct)ではなく、「ただし、代わりにうちを掃除するということでもよい」というような意味の付加句(adjunct)だという分析である。これを以下では付加句分析と呼ぶことにする。

(8) Hanako ga Masao ni [[uchi o sôji suru ka]
[heya-dai o harawaseru]] koto ni shita

付加句分析によると、(2)は「ハナコが、マサオに部屋代を払わせる——ただし、代わりにうちを掃除するということでもよい——ことにした。」というように意味を表すことになるのに対して、(4)の方は、「ハナコが、マサオに部屋代を払わせた——ただし、代わりにうちを掃除するということでもよい。」というような、意味的に筋の通らないことを言っていることになる。後者の場合、問題の付加句が「ただし、代わりにうちを掃除するということでもよかったのだが」というような意味を表しうるならば文全体の意味は筋が通ることになるが、そのような意味をこのフレーズが表すことはできない、という分析である。もしこの分析が正しいなら、(2)

のような文の存在は複文分析の根拠とはならないことになる。

第2に、次の(9)のような文も、黒田の分析にとって問題となる可能性がある。

(9) うちを掃除するか、部屋代の支払いをお願いします。<5, 6, 1, 0>

この文の場合、一見したところ、上の(2)の場合と違い、「うちを掃除する」がもう1つの動詞句と等位接続されているという分析は不可能であるように思える。一方、付加句分析では、この文は、「部屋代の支払いをしなさい——ただし、代わりにうちを掃除するということでもよい」という意味を表せるはずだという正しい予測が行なわれる。以下の文例も、同じパターンであって、付加句分析にとって有利な材料であるように見える。

(10) 煙がひどいから、窓をあけるか、換気扇をお願いします。<4, 7, 1, 0>

(11) 退屈でしょうから、本を読むか、テレビでもどうぞ。<5, 7, 0, 0>

付加句分析は(2)のような文例と(9)、(10)、(11)のような文例とを統一的に扱えるのに対して、黒田説はこれらを統一的には扱えないように思われる。

文(2)に類する文例と(9)、(10)、(11)のような文例とは意味の面で共通する点があるので、両者に共通の分析を適用しようとするにはそれなりの必然性がある。例えば、ハナコがマサオに向かって(9)を発話して、マサオが、頼まれたとおりの行動を取った場合、生じた出来事全体を(2)を言い表すことができる。(2)の後半、「部屋代を払わせることにした」の部分と、(9)の後半、「部屋代の支払いをお願いします」の部分とは、どちらも、主語が表す人((2)の場合はハナコ、(9)の場合は話者)が誰かに部屋代を払わせようとしている状態を表している、という点で意味的に似通っている、ということである。

また、(9)、(10)、(11)などの文に関しては、付加句分析以外に、次のような分析も考えられる。(9)を例に取ると、この文例の最後の部分「お願いします」は、「してください」というのと大体同じ意味を表している。だから、この文を聞いた、あるいは読んだ人は、頭の中で文を「うちを掃除するか、部屋代の支払いをしてください」と言い換えた上で、(12)のような、2つの動詞句の等位接続を伴う構造を文に与えている、という可能性が考えられる。

²本論文全体を通じて、 Z と p の値は片側ウィルコクソン符号付順位検定の結果を表す。

- (12) [[uchi o sôji suru] ka [heya-dai no shiharai o shi]] te kudasai

このような分析を、言い換え分析と呼ぶことにする。この分析は、(9)、(10)、(11)のような文は、文法的ではないが容認可能な文だということを主張するものである。文法的ではないが容認可能な文というものが実際にありうるということは、例えば Pullum (1984) で論じられている。

仮に言い換え分析のような分析がありうるすると、似たような分析が(2)にも適用可能であるという可能性が生じる。つまり、文(2)を聞いたり読んだりした人は、頭の中で文を「ハナコがマサオに、うちを掃除するか部屋代を払うようにさせることにした」というように変換した上で(13)のような構造を与えている、という可能性が生じる。文(2)の中の「払わせる」という部分は「払うようにさせる」というのと同じ意味であり、ここでは、聞き手・読み手は文の中の表現を同じ意味の別の表現で置き換えてしまうことがありうるかと仮定しているからである。

- (13) Hanako ga Masao ni [[uchi o sôji suru] ka [heya-dai o harau]] yô ni saseru koto ni shita

この分析も、使役文に関する単文分析と矛盾しない。

本節で付加句分析・言い換え分析と呼んだ分析のいずれかが正しいなら、(2)のような文例は、日本語使役構文が複文構造を持つ証拠にはならなくなるのである。

3 単文分析の欠陥

しかし、付加句分析にも言い換え分析にも問題点があり、黒田説に取って代わるものとはなりえないということを以下で示す。

3.1 付加句分析の問題点

そもそも、付加句分析の動機付けとして第2節で提示した事実、(4)、(6)のような文の容認可能性が低めであるという事実が、本当に付加句分析の動機付けになっているかどうか、定かではない。次の文は、明らかに動詞句の等位接続を伴う文例であるが、(6)と同程度の不自然さがある。

- (14) ?ハナコがマサオにうちを掃除するか部屋代を払うかさせた。<2, 6, 3, 1>

文(6)などの不自然さと文(14)などの不自然さとに関して、統一的な、意味に基づく説明が可能かもし

れない。もしそういう説明が可能であるならば、付加句分析を採用する理由はないことになる。

その上、付加句分析には下記のような問題点がある。

付加句分析は、黒田説において第2等位項と見なされる部分に現れる対格名詞句は2重対格制約違反を引き起こしうるが、黒田説において第1等位項と見なされる部分に現れる対格名詞句は2重対格制約違反を引き起こしえない、という予測をするが、この予測は誤りである。

- (15) 日差しが強くなってきたので、佐藤先生は子供たちを、制帽をかぶるか教室へ戻らせることにした。<3, 6, 2, 0>

- (16) 日差しが強くなってきたので、佐藤先生は子供たちを、教室へ戻るか制帽をかぶらせることにした。<4, 5, 2, 0>

付加句分析によれば、(15)は2重対格制約に違反していない文法的な文(「子供たちを教室へ戻らせる」)であるのに対して(16)の方は2重対格制約に違反する非文(「?*子供たちを制帽をかぶらせる」)であるはずなのだが、そのような差はこれらの文の間には見られない($Z = 0.58, p = 0.88$)。差がないどころか、付加句分析の予測とは逆に、(15)より(16)の方が、平均すると若干高い容認可能性を持つものと判定されている。

さらに、付加句分析は、(2)のような文において、「うちを掃除するか」の部分は、文中の他の位置に動かせるはずだという予測をする(Manning et al. (1999) 参照)が、この予測も誤りである。

- (17) *ハナコがマサオに部屋代をうちを掃除するか払わせることにした。

- (18) ハナコがうちを掃除するかマサオに部屋代を払わせることにした。

文(17)は容認不可能であるし、文(18)も、文(2)と同じ意味を表す文としては不可能である。これらの観察から、黒田説において第1等位項と見なされているフレーズは、実際、付加句ではなく等位項なのだと考えられる。

もっとも、次のような事実を見ると、(17)や(18)は必ずしも付加句分析が誤りである証拠とは言えないかもしれない。

- (19) *煙がひどいから、換気扇を、窓をあけるか、お願いします。

前節でも述べたように、文(10)の中の「窓をあけるか」の部分が等位項であると言えるかどうかは定かでない。それが第1等位項だとして、第2等位項は何なのか、はっきりしないからである。それにもかかわらず、(19)に見られるように、(10)の中の「窓をあけるか」の部分を文中の他の位置へ動かすことが不可能であるということは、一般に、等位項は付加句と違って生起する位置が限られているのだと言うだけでは(17)、(18)、(19)などのケースをすべて統一的に説明したことにならない可能性がある。付加句であっても、場合によっては生起する位置が制約を受ける、というタイプの分析の方が、これらのケースに統一的な説明を与えることを目指す場合には有望であるかもしれない。

しかし、仮に語順の問題が付加句分析にとって致命的な問題でないとしても、2重対格制約に関する問題、つまり(15)と(16)の間に差がないという問題は付加句分析にとって決定的に重大な問題であると考えられる。

3.2 言い換え分析の問題点

他方、言い換え分析を使役文に関する単文分析と組み合わせた理論においては、(15)、(16)が両方とも2重対格制約に違反しないことは正しく予測される。言い換え分析においては、(2)、(15)、(16)のような文はどれも、普通の使役文とは違って複文構造を持つと仮定されているから、2重対格制約に違反するはずがないのである。また、(17)、(18)で見た、語順をめぐる問題も、言い換え分析においては生じない。

ところが、言い換え分析は、付加句分析と同様、2重対格制約に関わる事実をすべて正しく捉えることはできない。言い換え分析は、(2)に類する文はすべて複文構造を持つから2重対格制約に違反することは決してないという予測をするが、この予測は誤りである。(20)に見られるように、対格目的語を含む動詞句2つが等位接続されたものが使役形態素の補部となっており、被使役者が対格目的語として表されている文は、容認可能性が低い。

(20) ?*日差しが強くなってきたので、佐藤先生は子供たちを、制帽をかぶるか日焼け止めを塗らせることにした。<1, 2, 5, 6>

この文は、(21)や(22)のような、より典型的な2重対格制約違反のケースとほぼ同程度に容認可能性が低いことがわかる。

(21) ?*日差しが強くなってきたので、佐藤先生は子供たちを、日焼け止めを塗らせることにした。<0, 3, 4, 7>

(22) ?*日差しが強くなってきたので、佐藤先生は子供たちを、日焼け止めを塗らせた。<0, 3, 6, 5>

(15)、(16)では、言わば、2重対格制約に違反する等位項と違反していない等位項とが等位接続されている。そういう場合には文全体は容認可能性がかなり高くなるのに対して、(20)のように、言わば、2重対格制約に違反する等位項同士が等位接続されている場合には文全体の容認可能性は低くなるのである。この観察は言い換え分析とは明らかに矛盾するものである。

一方、ここまで見てきた、2重対格制約をめぐる諸事実は、黒田説にとっては、必ずしも期待される通りとは言えないものの、反例となるようなものでもない。黒田説によると、使役形態素の補部はVPであり、(2)の中の「ハナコがマサオにうちを掃除するか部屋代を払わせ」という部分は、(黒田は主語もVP内に生成されると仮定しているので、)全体として、等位接続されたVPを内部に含むVPとなっており、IP節点は一切内部に含んでいない。そして、その大きなVPが「る」という時制辞と結合することによってIPとなっている。格付与はIPレベルで行なわれる操作であるため、「ハナコがマサオにうちを掃除するか部屋代を払わせる」のような、内部に別のIP節点を含むことのないIPは、格付与に関しては単文として振舞う。2重対格制約が使役文において観察されるのは、このように、使役文が、格付与に関しては単文として振舞うためだ、というのが黒田説における2重対格制約の捉え方である。したがって、(20)の容認可能性が低いことは、黒田説の予測通りということになる。問題となりうるのは、(15)、(16)の容認可能性がかなり高いことである。これらの文も黒田説においては2重対格制約違反になることが予測されると思われるが、2重対格制約に違反しないことが期待される文(23)に比べて、(15)も(16)も有意に容認可能性が低いということはない。

(23) 佐藤先生は花子を、保健室に行くか家へ帰らせることにした。<3, 6, 2, 0>

このことは、しかし、必ずしも黒田説と矛盾しているわけではない。黒田説の枠内でも、2重対格制約

を次のような形で定式化すれば正しい記述が得られる。

(24) 使役文に関する2重対格制約：

被使役者を表す名詞句に対格を与えることができるのは、使役形態素の補文が、自動詞を主部とする動詞句であるか、または、自動詞を主部とする動詞句が等位項の1つになっているような等位接続構造である場合に限られる。

以上の考察より、(2)のようなタイプの文例は確かに黒田が述べるように使役文が複文構造を持つ証拠となっている、という結論を導き出してよいように思われる。

3.3 文(9)、(10)、(11)の問題

さて、第2節で黒田説にとって問題になるかもしれないケースとして指摘した(9)、(10)、(11)のような文例はどのように分析すればよいのか、という問題がまだ残っている。

これらの文例においては、第1等位項のように見える部分(つまり、(9)内の「うちを掃除する(か)」、(10)内の「窓をあける(か)」、(11)内の「本を読む(か)」の部分)が、それ自体、ある種の依頼・推奨を表しており、したがって、文全体は2つの依頼・推奨を互いに等位接続した形になっている、という分析を提案する。これらの文でも「か」は普通の等位接続詞として機能しているという見方に基づく分析である。

「うちを掃除する」、「窓をあける」、「本を読む」などの表現は、実際、ぶっきらぼうな依頼(つまり命令)としては使用可能な表現である。また、丁寧度の低い表現と丁寧度の高い表現とが意味的に並列されて、全体としては丁寧度の高い言い回しとして通用するケースは他にも見られる。例えば、「窓をあけて、そして、換気扇を回しました。」という文の前半、「窓をあけて」の所は丁寧形ではないが、文全体は、丁寧な形を用いるべき場面でも使用可能な文になっている。これに類することが(9)、(10)、(11)でも起きている、と仮定すると、黒田説と矛盾しない説明になる。

4 非過去時制句と語幹句との等位接続

非過去時制辞(動詞に付く「(r)u」など)を伴う述語(例えば「sôji suru」)を主部とするフレーズ(以下、「非過去時制句」と、述語の語幹(例えば haraw)を主部とするフレーズ(以下、「語幹句」とを等位

接続することが可能であるという黒田の考え³が正しいならば、非過去時制句と語幹句とが等位接続されている構造は、使役形態素の補部になりうるだけでなく、多様な環境に自由に現れるはずである。実際にそうなっているということを以下で確認する。

Kuroda (2003) は、(25)を容認可能な文例として提示し、被害受身文に関しても使役文の場合と同様の分析が適用可能であると論じている。

- (25) ?*ハナコはマサオにうちに来てウイスキーを飲むかキューバの葉巻を吸われて迷惑する。
<0, 3, 3, 6>

数字で示されている通り、(25)の容認可能性は高くないが、次の例はかなり容認可能性が高く、被害受身の形態素の補部の位置にも非過去時制句と語幹句から成る等位接続構造が現れうるという黒田の主張がおそらくは正しいことを示唆する。

- (26) ?私はあの猫にはいつもカーペットを汚すかソファを傷つけられるんです。<0, 14, 11, 0>

同じように、次の文は、時制辞「た」の補部の位置に、非過去時制句「畑を耕す」と語幹句「屋内で大工仕事をし」から成る等位接続構造が現れているものと解釈できる。

- (27) 私は毎日、畑を耕すか、屋内で大工仕事をした。<18, 5, 2, 0>

次の文は、「i たが r」の補部に同種の等位接続構造が現れているものと解釈できる。

- (28) ?煙がひどかったので、マサオが窓をあけるか換気扇を回したがった。<1, 8, 3, 0>

次の文は、「ながら」の補部で同様のことが起きているものと解釈できる。(「(京都)」と付記してあるのはどれも、京都大学テキストコーパス⁴をChaKi⁵で検索することによって得られた文例である。)

- (29) インド、パキスタン、イスラエルなどは潜在的に核保有能力があるか、すでに保有の疑惑を持たれながら NPT 加盟を拒否している。(京都)

³ただし、Kuroda (2003) では、文(2)内の「掃除する」の箇所は、時制辞を伴う述語ではなく、述語の語幹の異形態であると主張されている。

⁴<http://www-lab25.kuee.kyoto-u.ac.jp/nl-resource/corpus.html>

⁵<http://chasen.naist.jp/hiki/ChaKi/>

次の2つの文はどちらも、条件節を作る形態素の補部に同様の等位接続構造が現れているものと解釈できる。

- (30) 同法は利益を設立者や出資者らに分配せず、すべて活動の目的に再投資する非配当を原則に、名称や責任者名などを書き込んだ簡単な書類を州政府に提出するか郵送すれば数日の審査で認可が下りる民間法人の制度で、全米で登録団体は約百万といわれる。(京都)
- (31) このため、韓国は日本からのコメ支援については「北朝鮮が韓国の支援を受け入れるか、日韓共同での支援ならばいい」との立場を、日本側に伝えてきていたという。(京都)

総じて、黒田説の予測する通りの状況であると言える。

ここまで見てきた例では時制辞の有無が2つの等位項の間の唯一の違いだったのに対して、次の例では、2つの等位項の属する統語範疇がもっと根本的に食い違っている。

- (32) ?太郎はいつも、ほんの少しだけ走るか、全く走らなかったですね。 <4, 10, 11, 0>

この文は、時制辞を含む動詞句「ほんの少しだけ走る」と、時制辞を含まない形容詞句「全く走らな」とから成る等位接続構造が、時制辞「かった」の補部に現れているものと解釈できる。一般に、異なる統語範疇に属するフレーズ同士が等位接続されることは珍しくない(Yatabe (2004) など参照)から、このような言い回しが可能であることは特に意外なことではない。同様のことは使役形態素の補部においても起こるようである。

- (33) ?太郎には、外に出ないか、帽子をかぶらせることにしよう。日焼けしやすい子だから。
<4, 11, 10, 0>

この文では、使役形態素の補部の中で、「外に出ない」という形容詞句と「帽子をかぶる」という動詞句とが等位接続されているものと考えられる。

5 おわりに

節レベルでの選言的等位接続をめぐる事実が、日本語使役構文が複文を持つ証拠になっている、という黒田の主張の妥当性に疑念を投げかけるように見える事実が幾つか存在すること、それにもかかわらず

黒田の主張は正しいと考えられることを論じた。さらに、使役構文以外の構文に関しても、総じて、黒田説において予測される通りの事実が観察されることを指摘した。

しかし、日本語の使役構文・選言的等位接続に関する全ての問題が解決されたわけではない。本論文で取扱った文例の中には、(27)のように完全に容認可能なものもあるが、若干不自然なものが多い。完全に容認可能なケースと若干不自然なケースとの間の差異の原因をどこに求めるべきなのか、不明である。また、2重対格制約に関して、(24)において定式化したような、若干奇妙な振る舞いが観察されたが、この奇妙さの出所も今のところ不明である。

参考文献

- Gunji, T. (1999). "On Lexicalist Treatments of Japanese Causatives". In R. D. Levine and G. M. Green, (eds), *Studies in Contemporary Phrase Structure Grammar*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 119–160.
- Harley, H. (2008). "On the Causative Construction". In S. Miyagawa and M. Saito, (eds), *The Oxford Handbook of Japanese Linguistics*. Oxford: Oxford University Press, pp. 20–53.
- Kuroda, S.-Y. (2003). "Complex Predicates and Predicate Raising". *Lingua*, 113 pp.447–480.
- Manning, C. D., I. A. Sag, and M. Iida (1999). "The Lexical Integrity of Japanese Causatives". In R. D. Levine and G. M. Green, (eds), *Studies in Contemporary Phrase Structure Grammar*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 39–79.
- Pullum, G. K. (1984). "How Complex Could an Agreement System Be?". In G. Alvarez, B. Brodie, and T. McCoy, (eds), *Proceedings of the First Eastern States Conference on Linguistics*, pp. 79–103.
- Yatabe, S. (2004). "A Comprehensive Theory of Coordination of Unlikes". In S. Müller, (ed), *Proceedings of the 11th International Conference on Head-Driven Phrase Structure Grammar*, pp. 335–355, Stanford. CSLI. <http://cslipublications.stanford.edu/HPSG/>.
- 矢田部修一 (2002). 「日本語における否定辞・量化子のスコープの決定」伊藤たかね (編). 『文法理論：レキシコンと統語』. 東京: 東京大学出版会, pp. 249–272.